

(名称及び組織)

第一条

この部会は、北方インディアカクラブ(KIC)と称し、
インディアカを愛好する者(クラブ員)で組織する。

(目的)

第二条

全クラブ員の、健康の維持・増進と、親睦を、図ることを目的とする。

(役員)

第三条

1. 本クラブに次の役員を置く。

- (1)部 長・・・1名
- (2)副部長・・・1名
- (3)監 督・・・1名
- (4)会 計・・・1名

2. 部長・副部長及び総監督は、クラブ員の推挙による。

3. 副部長・会計は、クラブ員の輪番を原則とする(但し、部長及び監督は除く)

(役員の任務)

第四条

1. 前条の役員の任務は次の通りとする。

- (1)部長はクラブ員を、指導統括し、クラブ活動に、協力する。
- (2)副部長は部長を補佐し、部長の事故ある時は任務を代行する。
会計の補佐も兼任する。
- (3)監督はインディアカ競技の諸活動を指導・総括する。
(監督は必要に応じ、補助要員を指名する)
- (4)会計はクラブ費の徴収及びそれに関わる事務を遂行する。

(役員の任期)

第五条

1. 役員の任期は原則として1年(4月～翌3月まで)、再任は妨げない。

(会議)

第六条

- 1. 総会は年一回開催し、総会に於いて会計報告する。
- 2. 臨時会は、必要に応じ役員の招集にて開催する。

(会費)

第七条

1. 本クラブ会は、運営及び親睦を図るため、会費 ひとり1ヶ月五百円とする。

(改正)

第八条

1.本クラブの規約は、クラブ員の過半数以上の同意をもって改定することができる。

(その他)

第九条

- 1. クラブ員が一週間以上入院を余儀なくされた時は、お見舞いをする。
- 2. クラブ員または夫(妻)及び子供の死亡の時には、香典を送る。

*1, 2項に対する返礼は、一切受け付けしない。(金額:香典五千元・見舞金三千元)

第十条

1. 本規約にないことが発生した時は、役員にて協議し決定し総会等にて報告し、事後承諾を得る。

付 則

1. 本規約は令和7年年4月1日から施行する。
2. 脱会者には、会費の還付をしない。
3. 1年間のスポーツ保険及び一宮市インディアカ協会登録は、全クラブ員加入する。
加入費用は全額自己負担とする。但し、既クラブ員は除く。
4. 疾病で、クラブ活動ができない場合は、会費を減免する。但し書面にて届けること。
5. 令和5年(2023年)4月より北方スポーツクラブとして登録。

記 事:(公式行事及び活動は、以下とする。)

1. 本クラブ関係

- ①総会
- ②忘年会
- ③その他、本クラブの『目的』を進展・向上させるものでクラブ員の総意によるもの。

2. 一宮市インディアカ協会関係

- ①夏季大会
- ②冬季大会
- ③一宮「ゆめおりすと」交流会
- ④北方連区行事に積極参加
- ⑤町民運動会

以上